

第1章 教育の理念及び目標

1 教育理念及び目標の設定

広島大学大学院法務研究科（法科大学院）は、知的・精神的に強靱な資質、高度な法的学識・能力及び高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なサービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献することをその教育上の理念として、以下のような法律専門家を養成することを目的としている。

- ① 法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力、的確な実践的運用能力を有する実力ある法律専門家。
- ② 充実した法的サービスと高度の法的支援を必要とする社会各層の要請に対応できる、いわゆる「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在として、人間性及び人間と社会への深い関心・理解力・洞察力を有する「良き隣人たる」法律専門家。
- ③ 今後の法化社会の進展に伴い、民間、特にビジネス分野での法的問題の処理の需要に応えることができる、ビジネス法務、取り分け金融の分野に関する高度で幅広い知識を有する法律専門家。
- ④ 自らが行っている法的問題処理の過程をより高い次元に立って反省できる観点を明確に持ち、幅広い教養と高い倫理性に裏打ちされ、専門職業人としての任務を深く自覚した人格高潔な見識ある法律専門家。

2 教育理念及び目標の達成

（1）学業成績と在席状況

本研究科では、成績判定を厳格に行っており、少なくとも5年以内に司法試験に合格できる水準に達していることを目途として修了認定を行っている。そのため、入学者の概ね4分の3程度が修了しているが、残りは留年、休学ないし退学となっている。

（2）修了者の進路及び活動状況

別表1に記載のとおり、これまで毎年10数人程度の司法試験合格者を輩出し、その大半が弁護士として活動しているほか、県庁、市役所、地元銀行等へ複数人が就職するなどしている。司法試験に合格しなかった者の多くは、本研究科の法務研修生として勉学を継続している。

3 自己評価

教育目標に応じた教育を実施しており、それなりの成果を上げていることは認められるが、司法試験合格率が常に全国平均を超えているとは言えない実情に照らし、一層の努力が必要であると認識している。

第2章 教育内容

1 教育課程の編成

本研究科の教育課程は、1年次における法律基本科目の履修によって理論的基礎を身に付け、2年次において、具体的設例や重要判例に基づいて1年次に身に付けた知識を適用する能力を習得するとともに、法曹倫理によって法曹としての責任感及び倫理観を身に付け、さらに3年次において、発展的な問題解決を導くための法律の総合的運用能力を習得することができるように、段階的な積み上げ方式によって編成されている。

また、平成23年度から、1年次教育の充実を図るため、従来の法システム概論を法学概論に改め、民事、刑事及び公法の初歩的知識の早期修得を促進するとともに、基礎演習を設け、民事、刑事及び公法について基礎理論の修得と並行して修得段階に応じた表現能力の涵養に努めている。

2 授業科目

(1) 法律基本科目

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に属する28科目が1～2年次配当の必修科目として、3科目が3年次の必修科目として毎年開講されている。1年次においては、基本的知識と基礎理論の修得に重点を置き、2年次においては、修得した知識と理論を用いた問題解決のアプローチの方法を身に付け、汎用的な応用能力を養うことに重点が置かれている。3年次においては、法律基本科目について、より横断的かつ実戦的な法の適用能力を養うことを目的として、一連の演習科目を開講している。

(2) 法律実務基礎科目

2年次の必修科目として、法曹倫理1、民事訴訟実務基礎の2科目、3年次の必修科目として、民刑事模擬裁判（民事又は刑事いずれかを選択）、法文書作成、刑事訴訟実務基礎の3科目、選択必修科目としてリーガル・クリニック及びエクスターン、さらに選択科目として法曹倫理2、ローヤリングの2科目が開講されている。いずれも、主として実務家教員が担当し、法律実務に関する基礎的技能と責任を身に付けることに重点が置かれている。

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学科目として、法的思考法、レトリック理論、法理学を開講するほか、隣接科目として、金融論、外国法（英米）、政治学を開講し、法に対する本質的理解を深めるとともに、広く社会に対する思索を深めさせるように努めている。

(4) 展開・先端科目

応用的、先端的な法領域に属する科目として、税法、環境法演習を開講しているほか、ビジネス関係法を重視しており、民商事系科目（不動産登記法、債権回収法、民事執行保全法、倒産処理法、知的財産法、消費者法など）に加え、金融関係の科目（金融システム法、金融取引法、企業金融法、先端金融法）を開講している。

3 科目区分と単位数

(1) 法律基本科目

法律基本科目の単位数は合計 68 単位であるが、その内訳は以下の通りである。

ア 公法系科目 12 単位

必修として、憲法 1～2, 憲法演習, 行政法 1～2, 公法総合演習 (各 2 単位)。

イ 民事系科目 38 単位

必修として、民法 1～5, 会社法 1～2, 民事訴訟法, 民事法 1～4, 商事法 1～2, 民事手続法 1～2, 民事法総合演習 (各 2 単位) のほか, 選択科目として民法演習, 商事法演習 (各 2 単位)。

ウ 刑事系科目 14 単位

必修として、刑法 1～2, 刑事訴訟法, 刑事実体法, 刑事手続法, 刑事法総合演習 (各 2 単位) のほか, 選択科目として刑事演習 (2 単位)。

エ 各系の横断的科目 4 単位

1 年次教育の強化のため, 平成 23 年度から法学概論, 基礎演習 (各 2 単位) を追加し, 1 年次の履修科目は 30 単位となっている。

(2) 実務基礎科目

実務基礎科目の単位数は 14 単位であるが、その内訳は以下の通りである。

ア 法曹倫理及び民・刑事務基礎科目 8 単位

必修として、法曹倫理 1, 民事訴訟実務基礎, 刑事訴訟実務基礎 (各 2 単位) のほか, 選択科目として法曹倫理 2 (2 単位)。

なお, 民事訴訟法, 刑事訴訟法においても, 法曹倫理に留意して教育している。

イ 法曹としての技能等を修得させるための科目 6 単位

必修として、民事刑事模擬裁判 (民事又は刑事いずれかを選択) (1 単位), エクスターンシップ及びリーガル・クリニック (選択必修) (各 1 単位), 法文書作成 (2 単位) のほか, 選択科目として, ローヤリング (1 単位)。

なお, 研究科附属のリーガル・サービス・センター (L S C) では, 毎週, 市民の無料法律相談を実施しており, 依頼者の同意があれば, 学生も同席し担当弁護士とともに相談業務に関わることによって, 授業外にも「リーガル・クリニック」の機会が与えられている。

ウ 法情報調査, 法文書作成

法情報調査については, 法学概論及び法曹倫理 1 において判例・法令・学説等の調査方法について, 具体的に指導している。法文書作成については, 前述の通り必修としている。

(3) 基礎法学・隣接科目

外国法 (英米), 法的思考法, 金融論, レトリック理論, 法理学及び政治学 (各 2 単位) の 6 科目のうち, 2 科目 4 単位を選択必修としている。

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目については、12単位以上の修得を求めている。

4 授業時間

大学設置基準 21 条から 23 条の規定に従って、15 時間で 1 単位とし、100 分間の授業を 15 回行って 2 単位とする計算方法を採用している。

授業時間は、1 日 4 コマとし、午前 9 時 30 分から 11 時 10 分まで、11 時 20 分から 13 時まで、13 時 50 分から 15 時 30 分まで、15 時 40 分から 17 時 20 分までとしている。

授業時間の確保については、必ず 15 回を確保することとし、中間試験及び期末試験については、別途「試験期間」を設けて、授業時間外で実施している。また、休講については、必ず補講を行うこととし、授業時間の確保に支障が生じないようにしている。

5 最近の改善措置

平成 23 年度から、1 年次教育の強化として、入学当初の 1 週間を中心に集中的に法学概論を開講し、基本科目の授業への速やかな導入を図るとともに、引き続き、憲法、民法及び刑法の基礎演習を行って、基本科目の理解を深めさせている。

また、実務系科目の再編を行って、民事刑事模擬裁判（民事又は刑事いずれかを選択）を 1 単位として独立させ、法文書作成を必修化したほか、現職裁判官の派遣を求めるなど、一層の充実強化を図っている。

さらに、2 年次に憲法科目がなかったことから新たに憲法演習を新設し（必修）、民事訴訟法の教育充実のため、学年配当を見直すなどしたほか、公法総合演習、民法演習、商事法演習、刑事演習 1～4、さらには労働法演習、国際私法演習、倒産処理法演習、環境法演習を設けるなどして、演習科目の充実を図っている。

6 自己評価

カリキュラムについては、随時見直しを行い、問題がある場合にはその都度必要な改善措置を講じている。また、少人数の演習を充実させることによって、修得した知識の基礎的応用能力を身に付けさせるように努めてきた。その結果、各科目について、講義系科目のみならず演習系科目の充実を図ることができたものと考えている。今後とも、FD等を通じて、カリキュラムの一層の充実強化を図る必要があると考えている。

第 3 章 教育方法

1 授業を行う学生数

授業を行う学生数は、最大で概ね 50 名程度である。60 名であった入学定員が平成 22 年度から 48 名に減少したから、必修科目については、再履修者や復学者を含めても、概ね 50

名程度にとどまる。

2 授業方法

(1) 授業科目の特性に応じた方法

授業の中で法的思考力を涵養するため、双方向（教員・学生間）ないし多方向（教員・学生間、学生・学生間）の質疑応答を伴う授業を原則としているが、受講学生に対する教育効果を考慮し、授業科目の特性に相応しい講義方式を採用することとしている。

1年次科目においては、専門的な知識を確実に修得し、適切な問題検討能力及び思考・分析能力の基礎を固めることを重視しており、必ずしも全面的な双方向授業となっていない場合がある。

2年次科目においては、具体的な事例・設例を用いた問題解決型の授業を行うために、概ね双方向・多方向の検討を伴う授業方法を採用している。

3年次科目においては、複雑な事案について、受講生が自ら事実即した具体的な検討を積み重ねることによって、理論的観点と実務的観点の双方から最も適切な解決に至ることができるように、双方向ないし多方向の質疑応答による授業方法を用いて指導している。

リーガル・クリニック及びエクスターンシップにおいては、事前に集合研修を行うことを通じて、関連法規の遵守と守秘義務に関する適切な指導を行っているほか、エクスターンシップについては、担当教員が、研修先の実務担当者との協議を踏まえて、これに対する必要な指示・連絡を行い、単位認定及び成績評価について責任を負う体制が確立されている。なお、エクスターンシップに参加する学生が研修先から報酬を受け取ることは禁止している。

(2) 年間授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法等の周知

年間授業計画については、年度当初のガイダンスにおいて周知しているほか、修正・変更があれば、その都度、TKCシステムを通じて周知している。

授業内容・方法、成績評価の基準・方法については、年度当初に学生全員に年度のシラバスを配付して周知しているほか、それぞれの授業において、TKCシステムを通じて（各授業に対応する共通的到達目標の部分の明示を含めて）詳細に告知している。

(3) 授業時間外における学習を充実させる措置

授業時間割において、各学年とも、必修科目については1日2科目までとし、予習・復習の時間を十分に確保できるようにしている。また、シラバスにおいて、各科目に相応しい適切な教科書や補助教材が摘示されており、さらに、それぞれの授業において、TKCシステムや配付資料を通じて、各回毎に予習課題や復習課題を示すことによって、受講学生に授業の予習・復習を行うよう指示している。また、TKCシステムを通じて必要な裁判例や判例解説等をオンラインで入手できるようになっているほか、図書館には学習に必要な図書、雑誌、判例集等が整備されている。

(4) 集中講義の取扱い

集中講義を行っているのは 2 科目であるが、いずれも夏季休暇中に実施することとしており、予習・復習に必要な学習時間が確保されるように配慮している。

3 履修科目登録単位数の上限

学生が 1 年間に履修科目として登録することができる上限につき、1 年次 36 単位、2 年次 36 単位、3 年次 44 単位と定めている。

必修科目の単位を所定の学年で修得できない場合には、次学年への進級及び次学年配当の授業科目の履修を認めないが、未修得単位が 6 単位以内の場合には、仮進級を認めている。なお、仮進級者が履修する科目の単位については、4 単位を限度として履修登録単位数に算入しないこととしている。

4 共通的到達目標への対応

共通的到達目標が平成 22 年に公表されたことを承けて、本研究科においても、各講義がいずれも上記目標に対応していることを確認するとともに、各講義それぞれについて、上記目標のうち授業中に取り扱う部分、自主的学習に委ねる部分を区分して明示し、各講義のレジュメ等にこれを反映させた上で、TKCを通じて受講者に周知するなどしている。また、自主的学習に委ねる部分についても、受講者に対して、当該科目の全領域について偏ることなく学習を深めるよう指示し、場合によっては小テストを実施するほか、定期試験においても、当該科目として求められる到達度を測定するのに相応しい試験を実施するなどして、上記到達目標の達成に努めている。

5 自己評価

授業を行う学生数は、概ね適正である上、授業方法においても、受講者の理解と思索を深めるための努力がなされており、十分な教育効果を上げられる体制は整っているものと考えている。

また、各講義の水準は、少なくとも共通的到達目標の水準には達しているものと考えている。

第 4 章 成績評価及び修了認定

1 成績評価

(1) 成績評価基準の設定と周知

授業科目の成績は、試験の結果、授業への参加・発言状況等を総合的に考慮して判断することとしている。成績は、秀，優，良，可及び不可の標語をもってし、前四者を合格，不可を不合格としている。成績評価の考慮要素については、できるだけ標準化するよう努めているが、科目の特性に配慮する必要があるので、画一的に定めることは必ずしも相当

でない面も否定できない。そこで、各授業科目毎に、中間・期末の筆記試験、レポート、小テスト、授業中の質疑応答等の諸要素につき、重視する要素とその比重とをシラバスにおいて明示することとし、学生に周知している。

(2) 成績評価の基準に従って評価していることを確保する措置

成績評価については、絶対評価と原則としつつも、必要に応じて相対評価をも考慮するという方法によることを申し合わせているほか、各学期末試験終了後に開催する成績判定会議において、全教員の成績評価データを提示し、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば、協議の上で修正することとしている。このような検討を経ることによって、成績評価に関する各教員間の共通認識を深めるように努めている。

(3) 成績評価の結果等の告知

本研究科では、教員 2 名を単位グループとして各学年毎に学生全員をいずれかのグループに所属させ、学業のほか生活指導全般の相談に応じる制度（チューター制度）を採用しているが、成績評価の結果は、各学期末に開催されるチューターとの個人面談によって各学生に告知している。その際、各科目の成績評価のほか、評価平均点（GPA）、科目毎の成績分布に関するデータ等をも併せて告知し、今後の成績向上に向けた指導を実施している。

(4) 期末試験の実施方法等

期末試験の実施については、一定の実施期間を設けているほか、期末試験期間前には、できるだけ準備期間を設定し、学生の準備ができるように配慮している。期末試験は、原則として当該教員が監督し、当該授業時間に対応する曜日に実施している。

また、試験内容についても、当該科目に関係する複数教員において、事前に協議検討した上で出題することとしており、内容に偏りがないよう努めている。

(5) 再試験及び追試験の実施

1 年次前期の必修科目については、合格点に達しなかった者に対して再試験の機会を与えているが、それ以外については、再試験は行っていない。1 年次前期については、法律科目の勉学に不慣れな未修者に配慮し、初回受験となる場合に限り特例を設けたものである。再試験の前には、事前に補習授業を実施するなどして勉学の援助を行っているが、再試験それ自体については、期末試験と同程度の厳正な成績評価を行っており、また、その成績評価は、合格ラインを超えた者について一律に可としている（したがって、優良な成績であっても優、良とすることはしない）。

追試験については、病気等のやむを得ない事情がある場合に限り、当該科目の期末試験終了後 72 時間以内に届出を行い、相当であると認められる場合に限り実施している。

いずれにおいても、特定受験者に不当な利益・不利益が生じないように、試験内容について十分配慮するよう申し合わせている。

(6) 単位認定に対する異議申立制度

本研究科では、従来から、成績評価及び単位認定に対する疑義照会制度及び異議申立制

度を設けて、成績評価及び単位認定の厳格化に努めてきた。前者は、当該科目の担当教員に対して、一定の様式に従って成績評価に対する疑義を照会し、これに対して、当該教員が一定の様式に従って回答することによって、疑義を解消しようとしたものである。また、後者は、単位認定に対する不服がある場合に、理由を付して異議を申し立て、これに対して、当該教員を除く複数教員からなる検証チームを設けて慎重な検証を行い、異議を正当と認める場合には教授会の議を経て改めて単位を認定するものである。

ところが、前者については、正式の疑義照会制度によることなく、担当教員に対する事実上の「問合せ」が行われるのが実情であり、実際にも担当教員と直接面談することなどを通じて疑義の多くが解消されていること、学生の理解と納得を得るためには、書面による制度的な回答よりも直接面談による質疑応答の方が一層効果的であることなどの実情が明らかとなってきたため、平成23年度から疑義照会制度を廃止した。

したがって、現在では、成績評価についての疑義は、担当教員への問合せと質疑応答によって解消することとし、それでも解消しない場合についてのみ単位認定に対する異議申立てを行って検証するという方式によって、厳正な成績評価と単位認定とを行っている。

(7) 進級制度

必修科目の単位を所定の学年において修得できない学生については、原則として、進級を認めず次学年の配当科目の履修を認めない制度を採用している。ただし、未修得単位が6単位以内の場合には、例外として次学年の配当科目の履修を認める仮進級制度を設けている。原級留置となった者については、未修得単位科目のみの再履修を認めることとして、学生に周知するとともに、再履修科目の成績評価においては、新規履修者と同一の基準で成績評価を行っている。

なお、GPAを進級要件とするか否かについて検討したが、採用を見送っている。当研究科は成績評価において絶対評価を原則としているが、GPAによる進級判定との整合性を確保することが難しく、例えば、全ての科目について最低点で合格した場合と4科目が不可で他の科目が全て優良であった場合とを比較すると、GPAにおいては前者より後者が高いにもかかわらず進級できないこととなるなど、常に合理性があるとまではいえないので、敢えてGPAを進級要件としないこととしたものである。なお、学生に成績を告知する際には、GPAを併せて告知し、学習指導等の面で活用している。

2 修了認定及びその要件

(1) 修了認定の要件

本研究科を修了するためには、3年標準型については、合計100単位以上を、また、2年短縮型（法学既修者）については、70単位以上を修得した上、最終試験に合格することを要件としている。なお、大学院共通授業科目及び他研究科の授業科目のうち、本研究科が適当と認めるものについては、4単位まで修了要件単位に含めることができることとしているが、これまでその例はない。

(2) 修了認定に必要な科目群別の単位数

ア 3年標準型

公法系科目	12 単位
民事系科目	34 単位
刑事系科目	12 単位
その他法律科目	4 単位
実務基礎科目	10 単位
基礎法学・隣接科目	4 単位
展開・先端科目	12 単位以上

以上のほか、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開先端科目群（上記必修科目又は選択必修科目として修得したものを除く。）から 12 単位以上を選択科目として修得することを要する。

イ 2年短縮型（法学既修者）

公法系科目	8 単位
民事系科目	18 単位
刑事系科目	6 単位

としているほか、実務基礎科目以下については3年標準型と同様である。

(3) 最終試験

修了認定に当たっては、公法系、民事系及び刑事系の3科目について、最終試験を課している。各系につき、概ね20分から30分程度の口述試験を実施し、2ないし3年間の学習成果を判定し、成績不良者については修了を認めないこととしている。

3 法学既修者の認定

本研究科において必要と認められる法学の基礎的学識を有する者であると認めるにあたっては、既修者認定を希望する者全員に対して、厳格な既修者認定試験を実施している。既修者認定試験では、1年次配当科目に対応して、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6科目について、筆記式の論述試験を実施し、一定水準の成績を得た者のみを合格としている。なお、行政法については、1年次配当科目ではないため、試験範囲に含まれていない。

当該試験に合格した場合には、1年次配当の法律基本科目について、一括して履修免除としている。

また、当該試験の実施については、出題についてはもとより、採点に当たっても受験番号を秘匿して採点を行うなど、公平性を維持するための措置を講じている。

なお、法科大学院以外の機関が実施する法学検定試験等の結果については、一定の限度において加点事由として考慮するにとどめている。

4 自己評価

成績評価及び修了認定については、厳格な評価及び認定を行っている。その結果、科目の単位を取得できない者が毎年多数生じ、原級留置者が増加する傾向があるので、これに対する適切な対策を講ずる必要が生じているのが実情である。なお、修了認定における最終試験において、毎年若干名が不合格となっているが、これらの者は全て修了に必要な単位を修得しているため、その後の学習支援を行いにくいのが実情であって、最終試験のあり方については、さらに検討の余地があり得るとの意見もある。

本研究科で実施している法学既修者認定試験については、その機能を果たしているものと考えているが、合格最低基準の設定等については、なお改善の余地があり得ると思われる。

第5章 教育内容等の改善措置

1 教育内容等の改善を図るための研修等の措置

(1) FDの定期的な実施

本研究科では、FDを毎月1回（原則として第2月曜日）定期的を開催し、教育の内容及び方法の改善を行うための討議を実施している。

授業科目の編成、試験の実施方法など、制度面の検討のほか、学生の成績動向等を踏まえた個別検討など、極めて多岐にわたるが、教育内容と方法についての教員間の共通認識を保つために有効に機能している。

(2) 授業評価アンケートの実施

全授業について、各学期末に授業評価アンケートを実施しているが、その内容は、授業の構成・内容、授業の運営方法、授業の満足度等からなる個別的評価のほか、学生の率直な意見を求めるため自由記載欄を設け、無記名の回答を求めている。8割程度の回収率となっており、有益な情報として活用されている。

(3) 教員相互の授業参観の実施

各学期に開講される全授業について、専任教員全員が分担して授業参観を行っている。原則として、教員1名2科目を割り当てて必ず参観することとしているが、事前通告なしの参観としており、授業内容・方法、学生の対応等について、所定の報告様式のメモによって意見ないし感想を述べることを義務付けている。

(4) 授業評価アンケートと授業参観の結果についての協議検討

上記アンケート等について、教務委員が取りまとめて、各授業担当教員にフィードバックするほか、FDにおいて、全てのアンケート結果と授業参観メモとを全教員に配付し、教育内容・方法等について、専任教員のみならず非常勤講師をも含めて討議を行っている。

評価が低かった授業については、内容・方法等について問題点を抽出するとともに、評価が高かった授業について、実践内容について披瀝してもらうなどして、ノウハウ等につ

いて共通認識を持つようにするとともに、授業レベルの水準を高めるように努めている。また、アンケートの結果については、各科目の担当教員がコメントを作成し、これを一括して取りまとめた上で、学生にフィードバックしている。

2 その他の「研修及び研究」に関する措置

研究者教員につき、実務上の知見を補うため、司法研修所等の研修プログラムに参加するなどしているほか、附属のリーガル・サービスセンターにおける法律相談に陪席する機会を設けている。さらに、本大学に設置されている高等教育研究開発センターの高等教育に関する専門家に本研究科の授業を参観してもらい、あるいはFDに参加してもらうなどして、有益な意見・助言を受けるなどしているほか、大学全体において実施されるFDにも参加して視野を広げるように努めている。

なお、複数教員が共同で実施する授業科目については、相互連携を密にして内容について齟齬が生じないように努めている。

3 自己評価

教員全員が参加して頻繁に実施されるFDによって、全教員に共通の認識が醸成され、教育に対する意識が共有されるに至っているほか、アンケート及び授業参観の結果のフィードバックもそれなりに効果を上げているものと考えている。もっとも、教員に共有された情報を各教員が改善に結び付ける方法については、各教員に委ねられていることから、この点に関する組織的な方法の工夫をする余地はあり得ると思われる。

第6章 入学者選抜等

1 入学者受入

(1) アドミッション・ポリシーの設定と公表

本研究科の教育理念と教育目的を達成するため、「柔軟な思考力を持ち、人間と社会への深い関心と理解力を備えた学生を多方面から求める」ことをアドミッション・ポリシーとして設定している。

このアドミッション・ポリシーは、「実践的理論と判断力を備えたプロフェッションとしての法律実務家」にふさわしい意欲と能力のある者であれば、何人でも受け入れる用意があることを示しており、「公平性」・「開放性」の確保を前提としているほか、「人間と社会への深い関心と理解力」を要求することによって、社会経験を有する者を積極的に受け入れることをも目指しているもので、「多様性」の確保にも十分に配慮している。

また、このアドミッション・ポリシーは、本研究科ホームページへの掲載、入試説明会における説明、本研究科パンフレットへの掲載等を通じて一般に公表しているほか、毎年の学生募集要項の表紙裏面に印刷するなどして周知を図っている。

(2) 業務体制の整備

教員 4 名からなる入試委員会を設けて、入試業務の計画と実施に当たっているが、決定を要する事項については、入試委員会の原案を研究科長室会議において検討した上で、教授会によって審議して決定しており、責任ある体制が整備されている。

(3) 入学者選抜における公平性及び開放性の確保

入学者選抜においては、入学資格を有する全ての志願者が公平に取り扱われており、自校出身者に対する特別な優遇措置等は全く講じていない。

入学者における自校出身者の割合は、概ね 1 割強程度であって、合格判定の際にも出身校との関係について特別な配慮を一切行っておらず、入学志願者の合否は、公平で公開された入学選抜試験の成績のみによって判定されている。

また、本研究科においては、入学者に対する寄付金の要求等は一切していない。

(4) 入学者選抜方法

入学者選抜に当たっては、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力が備わっているかどうかを評価する資料として適性試験を用いているが、その成績において概ね下位 15%の者については不合格としている。当該年度の下位 15%に当たる具体的点数については、事前にホームページに掲載して周知している。

本研究科において独自に実施する入学者選抜試験では、一般入試において筆記試験及び面接試験を実施し、AO入試において面接試験を実施している。

ア 一般入試

一般入試においては、3年標準型（3年コース）と2年短縮型（2年コース）とに分かれており、併願受験が可能となっている。

3年コースについては、筆記試験は、社会的な問題を論じた論説文を読解させてその要点を要約し、著者の意見を読み取った上で、各自の考え方を記述させるなどの方法によって、理解力、判断力、柔軟な思考力等を確かめる内容となっている。また、面接試験は、社会的事象の中からトピックを取り上げ、質疑応答を行うことによって、論理的な議論を展開することができる能力を確かめるものとなっている。一般入試の配点は、適性試験 100 点、筆記試験 150 点、面接試験 50 点としており、その合計点によって合否を判定している。なお、外国語能力等の優れた能力を証明した場合には、20 点を上限として加算している。

他方、2年コースについては、法学部卒業程度の能力を検査するため、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の 6 科目について、論述方式の筆記試験を実施している。本研究科における 1 年次配当科目の各科目の比重に応じて配点を決め、法律科目の合計を 640 点とし、これに適性試験 100 点及び面接試験 50 点を合算して合否を判定している。なお、加算点については、一般入試と同様の取扱いで加算している。

イ AO入試

医師、司法書士など、優れた社会的実績を有する人材を法曹界に導くため、一定の国家資格を有し、それぞれの専門分野で活躍している有為な人材を対象に、法律実務家としての能力があるか否かを確かめることを目的として、面接試験を実施している。面接試験においては、社会的なトピックを取り上げ、面接委員 3 名によって、比較的長時間（約 40 分程度）にわたる質疑応答を繰り返し、論理的に深い議論を展開できる

能力を備えているかどうかを見定めるように努めている。

(5) 多様な入学者の確保

上記のとおり、AO入試制度を設けているほか、一般入試においても、非法学部出身者・社会人を優先的に合格させるための制度として、加算点制度を設け、また、一定限度の優先枠を設けている。

ア 加算点制度

学業成績以外に、例えば、外国語能力検定試験の合格やその他学業以外の顕著な実績について、20点を上限として加算点を設けているほか、社会人についても、公認会計士、薬剤師、司法書士等の資格、さらには博士号なども加算点の対象としている。

イ 非法学部出身者・社会人の優先枠制度

非法学部出身者や3年以上社会経験を有する社会人が合格者の2割に満たない場合には、合否判定の際に、募集定員の2倍の範囲内で募集定員の2割程度まで優先的に合格させるように配慮することとしている。なお、これまで一定数の社会人等を確保することができていたため、この制度を発動したことはない。

2 入試方法等の改善

従来、未修者・既修者の区別をすることなく、一括して合格者を決定した後、既修者コース希望者に対しては、更に既修者認定試験を実施して選抜する方式を採用していたが、既修者コース希望者にとっては、同コース希望であるにもかかわらず未修者試験を受験しなければならないことから過重な負担ともなっていた。そこで、平成23年度入試からは、両者を明確に区分し、それぞれ独立に試験を行うとともに、併せて両コースの併願受験を認めることとし、さらに既修者コースの募集人員を増加するなど、同コース受験者の加重的負担を軽減して、受験し易い環境を整備するなど、一層合理的な選抜方法を採用するに至っている。

また、平成22年度入試からは東京都内に、同24年度入試からはこれに加えて大阪市内にも試験会場を設けて入試を実施しており、全国に広く人材を求める努力を続けている。

3 収容定員及び在籍者

入学定員は、平成21年度までは60名であったが、同22年度から48名に変更した。平成24年5月1日現在の在籍者は、1年次32人（うち休学者7人）、2年次44人（うち休学者6人）、3年次68人（うち休学者14人）である。

なお、平成24年度入試においては、入学選抜における競争倍率2倍を確保するため、合格者を厳選し、その結果、合格者が46名となって定員を下回ったため、第2次募集を実施するなどして、合格者を確保するよう努めた。

4 自己評価

有能な人材をできる限り多く確保するため、入学試験の方法及び内容について、識別機能を損なわない限度で試験形式や出題方法を工夫し、できるだけ多くの者が受験し易くなるよう努力を重ねてきたが、必ずしも十分な効果を上げていないので、なお一層の努力が必要であると認識している。

志願者が減少している実情を踏まえ、広島会場のほか東京会場及び大阪会場における入試を実施するとともに、独自の入試説明会を随時開催しているほか、新聞社等が実施する各地における入試説明会等に積極的に参加するなど、鋭意広報活動を行ってきた。それなりに効果はあったものと考えているが、今後の志願者の動向を踏まえて、実情に相応しい定員の見直しを含め、入試制度の改善に一層努力する必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 学習支援

(1) 履修指導等のガイダンス等

履修方法等について、年度当初において集合ガイダンスが実施されているほか、不明な事項については、各チューターに問い合わせるなどの制度が整えられている。

(2) 導入教育の実施

入学予定者に対して、入学前の毎年2月中旬に3年コースと2年コースに分けて学習上のガイダンスを実施しているほか、1年次に入学した者に対しては、入学の翌日から「法学概論」の集中講義を実施して、法律基本科目の授業にスムーズに入ることができるように配慮している。また、「法学概論」が終了した後も、引き続き「基礎演習」を開講し、その後の学習の支援を継続して行っている。

(3) オフィスアワー等

専任教員については、全員オフィスアワーを設定し、TKCにおける掲示等を通じて学生に周知しているほか、この時間以外であっても、教員にメール等で連絡して適宜質問することができることを学生に周知するなどの措置を講じている。

(4) 弁護士による支援制度

広島弁護士会の協力のもとに、毎週1回（月曜日16時～18時）、若手弁護士が本研究科に出向き、学生の学習や進路等に関するサポートを行う制度（サポート弁護士制度）を設けている（予約制）。

また、3年次の学生に対し、若手弁護士による文章作成指導を実施しており、学生が作成した文章について弁護士が添削するなどした上、返却時には、当該弁護士が解説講評を行っている。

(5) 授業外学習の指導

授業を補完するため、各授業について1回程度、授業で十分に取り扱うことができなかつた事項や、授業で取り扱ったが更に一步踏み込んだ学習が必要な事項について、課題を

示して文章を作成させ、これについて解説講評することを通じて、授業の理解を一層深めることができるようにしている。

2 生活支援等

(1) 経済的支援

以下のような各種の奨学金等のほか、授業料免除の制度が用意されている。

ア 独立行政法人日本学生支援機構

最近の実績をみると、平成 23 年度は、第一種 21 人、第二種 12 人、同 24 年度は、第一種 16 人、第二種 5 人が受給している。

イ NPO 法人ロースクール奨学金広島

広島県内所在の法科大学院在学学生を支給対象とし、各学年 1 人につき年額 20 万円が給与されている。

ウ 法科大学院教育カードローン

広島市信用組合と提携し、無担保低金利で限度額 300 万円まで融資が受けられることになっており、最近では、平成 23 年度 3 人、同 24 年度 1 人が利用している。

エ 授業料免除

広島大学授業料等免除及び猶予規則によるものと、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップによるものがある。前者については、平成 23 年度前期 6 人（全額 4 人、半額 2 人）、同後期 4 人（全額 3 人、半額 1 人）が授業料の免除を受けており、後者については、前年度の成績（新入生は入試の成績）をもとに各学年 1 人が後期授業料の免除を受けている。

(2) 生活支援

ア 健康支援

毎年 1 回、精神科医を講師として「メンタルヘルス講習会」を実施しているほか、東千田保健管理室においては、内科医による健康診断を週 1 回、精神科医等によるメンタルヘルス相談を週 3 回実施している（予約制）。また、応急処置のため、看護師 1 人を配置している。

イ ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントに関しては、ハラスメント対策委員 1 名が任命されており、本学のハラスメント相談室（東広島キャンパス、霞キャンパスに設置）と連携して問題に対処している。相談希望者がメール、電話及び手紙等により直接相談を申し込むことも可能であり、その利用方法の詳細は、本学ホームページに掲載されている。

3 障害のある学生に対する支援

(1) 施設及び設備の整備充実

設備としては、各建物棟の入口のスロープ、エレベーター、身障者用トイレが整備されており、校舎自体がバリアフリー構造になっている。屋外の駐車場には、5台の専用駐車スペースを確保整備しているほか、各講義室には障害者専用机を配置している。

(2) 修学上の支援等

平成16年度に障害者支援対策として、「広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則」等の制定により全学としての指針が示され、組織的な支援体制が整備されているが、現在までのところ特別な対応を必要とする障害学生は在学していない。

なお、受験時及び修学上特別な措置が必要な場合の事前相談について、学生募集要項に必要事項を明記している。

4 職業支援（キャリア支援）

(1) 支援の状況

実務家教員による情報提供、チューター制度を通じた実務家教員への相談、サポート弁護士への相談などのほか、就職支援のためのセミナーを開催している。このセミナーは、地元有力企業の担当者や地方公共団体等に就職している当研究科の卒業生らを招いて、就業等について説明をしてもらおう試みで、年間1～2回程度開催している。また、地元有力企業や地方公共団体等の幹部との懇談会を毎年開催するなどして、卒業生の就業等について受入側の理解を深めてもらうよう努めている。

(2) 修了者の進路

別表1に記載のとおり、これまで毎年10数人程度の司法試験合格者を輩出し、その大半が弁護士として活動しているほか、県庁、市役所、地元銀行等へ複数人が就職するなどしている。司法試験に合格しなかった者の多くは、本研究科の法務研修生として勉学を継続している。

5 自己評価

チューター制度によって、学生と教員との距離感が縮まっており、きめ細かい指導が可能な体制が整えられているなど、学習環境の整備や学習面での指導体制は整えられているものと考えている。しかし、生活面の援助は必ずしも十分とは言えない上、学生の経済的負担の軽減のため、奨学金等の一層の充実が望ましい。

また、修了者の進路についても、それなりの成果を上げていると考えているが、司法試験合格率において、毎年必ずしも全国平均を上回っているわけではないので、一層の教育指導の強化に努める必要があるものと考えている。

第8章 教員組織

1 教員の資格及び評価

(1) 教育上必要な教員の配置

本研究科では、学生定員 48 人に対し、研究者教員 14 人、実務家教員 7 人の合計 21 人の専任教員が置かれている。研究者教員は、いずれも専攻分野について研究上の業績を有する者であり、実務家教員は、いずれも専攻分野について高度の技術・技能を有する者である。

なお、その他に、本研究科附属リーガル・サービスセンター専従として特任助教 1 名が置かれている。

(2) 専任教員と兼担

平成 24 年 4 月 1 日現在、社会科学研究科の教員と兼担している本研究科の専任教員は、研究者教員のうち 3 人であるが、平成 25 年度中には全て解消する見込みである。

(3) 教員の採用及び昇進における指導能力等の評価体制

教員の採用等においては、教育上の指導能力等を適切に評価するため、広島大学教員選考基準規則第 8 条に基づき、「広島大学大学院法務研究科教員選考基準内規」及び「広島大学大学院法務研究科教員選考細則」を制定し、体制の整備を行っている。

採用等に当たっては、その都度、教員 3 人を構成員とする「選考委員会」を設置し、一般公募の方式によって応募者を公募し、応募のあった者について、担当予定授業科目を担当するのに相応しい業績及び教育上の指導能力を含む実績を審査するとともに、委員会において面接を実施した上で、委員会の議を経て教授会に諮り、教授会における有資格者による投票によって採用を決定している。

2 専任教員の配置及び構成

(1) 専任教員の最低基準

本研究科においては、21 人の専任教員を配置しており、平成 11 年文部省告示第 175 号によって義務付けられている専任教員 12 人、入学定員 48 人に照らして必要とされる専任教員 9 人のいずれをも満たしている。

なお、本研究科の専任教員は、19 人が教授であり、准教授は 2 人である。

また、必修科目のうち 7 割以上が専任教員によって担当されることが必要であるところ、本研究科では、実務基礎科目の一部（刑事訴訟実務基礎、法文書作成）を除いて、全て専任教員が担当している。

(2) 法律基本科目の専任教員

法律基本科目については、以下のとおり、13 人の専任教員を配置している。

憲法	門田, 新井
行政法	福永
民法	野田, 神野, 田村, 油納
商法	片木, 周田
民事訴訟法	田邊

刑法 秋野, 日山

刑事訴訟法 大久保

(3) 基礎法学・隣接科目, 展開・先端科目の専任教員

基礎法学・隣接科目に 1 人, 展開・先端科目に 3 人の専任教員を配置しており, さらに法律基本科目の教員も一部担当している。

基礎法学・隣接科目 平野 法的思考法, レトリック理論, 法理学

木下 金融論

展開・先端科目 木下 金融取引法, 金融システム法, 先端金融法

小梁 国際私法・取引法, 国際私法演習, 倒産取引法 1, 倒産処理法演習, 国際民事訴訟法

緒方 労働法 1, 2, 労働法演習, 社会保障法

片木 企業金融法, 金融商品取引法

(4) 実務家教員の配置

本研究科の実務家教員は 7 人 (うち 3 人はみなし専任教員) であって, 必要とされる基準 (専任教員の 2 割程度) を大きく上回っている。実務家教員は, いずれも 5 年以上の実務経験を有し, かつ, 高度の実務能力を有する者であって, 実務経験と関連が認められる授業科目を担当している。また, 法曹としての実務経験を有する者は 5 人であり, 基準 (実務家教員の 3 分の 2) を超えている。

法曹実務 小濱 法文書作成, ローヤリング, 模擬裁判, リーガル・クリニック, エクスターン, 民事訴訟実務基礎, 民事法総合演習

佐藤 法曹倫理 1, 2, 模擬裁判, 民事訴訟実務基礎, 民事法総合演習

中田 模擬裁判, 民事訴訟実務基礎, 民事法総合演習

久保 模擬裁判, 刑事訴訟実務基礎, 刑事法総合演習

大久保 模擬裁判, 刑事訴訟実務基礎, 刑事法総合演習

銀行実務 木下 上記 (3) 参照

小梁 上記 (3) 参照

(5) 年齢構成

本研究科では, 平成 24 年 5 月 1 日現在, 40 歳未満 3 人, 40 歳~45 歳未満 5 人, 45 歳~50 歳未満 0 人, 50 歳~55 歳未満 6 人, 55 歳~60 歳未満 4 人, 60 歳以上 3 人となっている。

3 教員の教育研究環境

(1) 教員の授業負担

本研究科の専任教員の授業負担は, 概ね 20 単位以下である。

(2) 研究専念期間

「広島大学における教員のサバティカル研修に関する規則」に基づいて, 当該教員が申

し出ることによって、研究専念期間を確保することは可能である。しかし、法科大学院における必修科目については、原則として専任教員が授業を担当するべきところ、本研究科のような小規模組織においては、その間の代替教員の確保が極めて困難であることから、事実上、実施が困難な状況にある。しかし、研究の重要性に鑑み、その実現についても鋭意検討中である。

(3) 教育・研究上の補助職員

本研究科附属リーガル・サービスセンターにおいて、実務基礎教育を充実させるため、法律相談事例を活用しているが、同センター専任の助教を1名配置し、受付事務のほか、事例の整理、データの蓄積等を行っている。

4 自己評価

専任教員の配置、教員の構成、実務家教員の確保は、適切になされているが、小規模の法科大学院であるため、教育・研究上の余力の確保が必ずしも十分でない点で、一層の充実を進める必要がある。とくに、研究専念期間については、できる限り実現するべく、一層の検討を行う必要があると考えている。

また、教員の採用等については、教育上の指導能力を含む厳格な業績審査と面接を実施することによって、適切な人材が確保されており、特に問題があるとは考えていない。したがって、法科大学院設置当時における科目適合性が判定された者はもとより、新たに本研究科の専任教員となった者についても、教育上の指導能力は十分にあるものと考えている。

第9章 管理運営等

1 管理運営の独自性

(1) 教授会

本研究科は、独立研究科として、法務研究科運営内規に基づき、独立の教授会を設置して運営している。教授会は、研究科長、副研究科長及び法務研究科専任教授（みなし専任を含む。）を構成員とし（申合せにより、准教授はオブザーバーとして出席することができる）、必要な事項を教授会内規において定め、次の事項を審議することとしている。

- ア 教育研究等の組織に関する事項
- イ 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ウ 教員の人事に関する事項
- エ 予算及び決算に関する事項
- オ 教育課程、入学試験及び学位等に関する事項
- カ 学生の身分等に関する事項

(2) 研究科長室

研究科の管理運営を迅速かつ効率的に行うため、研究科長の下に研究科長室を設置し、法務研究科の将来計画等を含む重要事項について企画・立案を行うとともに、教授会を支援している。

(3) 研究科長

広島大学部局運営規則第 3 条により、当該部局における業務を掌理するため、部局長を置くこととし、法務研究科には研究科長が任命されている。

(4) 研究科内委員会等

本研究科の運営をより円滑に行うため、教授会の下に次の委員会等を設置している。

ア 評価委員会	自己点検・評価に関する事項の検討
イ 教務委員会	教務に関する事項の検討
ウ 入試委員会	入試に関する事項の検討
エ 図書委員	図書に関する事項の検討
オ 外部評価委員会	外部委員による評価

2 事務体制

本研究科の管理運営のための事務体制は、次のとおりである。

支援室長 東千田キャンパスの事務組織の責任者

運営支援グループ 法務研究科長の支援及び教員の教育研究活動の支援を行う
スタッフ

学生支援グループ 東千田キャンパスの学生を支援するスタッフ

3 財政基盤の確保

本研究科へ配分される予算は、基盤教育費、基盤研究費及び管理的経費等の各項目につき、それぞれの積算基準に基づき算出された額が措置されている。

このほか、法科大学院における教育活動を適切に実施するため、全学裁量経費により、東京入試、大阪入試の経費等が特別に措置されている。

4 自己評価

独立研究科として、厳格な組織運営を実践しており、また、人事及び予算の両面において、大学本部からも必要な支援を受けている。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

1 教室、演習室

講義室として 11 室、演習室として 9 室を確保している。なお、教室等は、他の学部、研究科と共用しているが、使用する時間帯が異なるため、夜間を除いて教室確保の問題は生じ

ていない。

2 自習室

在学用自習室として4室，法務研修生用自習室として1室，それぞれ設けている。集中して勉学に励むことができるキャレルデスクで統一し，学生のニーズに応えられるよう配慮している。また，室内には，個人ごとの自習机（各室の合計303台〔在学用218台，法務研修生用85台〕）のほか，個人用ロッカー，書架などを設置している。なお，各自習机には，コンセントを配置するとともに，無線LANを配置し，個人のPCからも情報ネットワークに接続可能である。これによって，蔵書検索，資料の取寄せ申込み，学内限定データベースの利用ができるなど，図書館の図書資料を有効に活用して学習できる環境を確保している。

なお，自習室の利用時間は，学生の利便性に考慮し，午前6時から午後12時までとしている。

3 図書館

本学の東千田図書館が東千田キャンパスに設置されており，本研究科専用ではないが，本研究科がその運営に参画しており，教育，研究その他の業務に支障なく利用することができる。現在約39,000冊の書籍を所蔵しているが，学習に必要な図書については，各教員が必要に応じて補充できるようにしており，そのための予算を確保している。利用時間は，午前8時30分から午後10時までであるが，本研究科専用のコピー機を設置するなど，本研究科学生の利便を図っている。

図書館職員については，原則として司書資格を有しているが，職員定数が限られた中で法律に精通した職員のみを配することは困難な状況にあることから，日常のOJTによりスキルアップを図っている。

なお，入学時には図書館利用オリエンテーションを開催して，講義・研究に必要な資料入手方法を教授している。

4 模擬法廷設備

裁判員制度にも対応した可動式の法廷設備を導入し，模擬法廷開廷時には傍聴席56席を確保した法廷教室へと設営し，通常は普通講義室として使用する等の工夫をしている。

5 教員室

教員研究室を21室設け，各専任教員につき1室を確保している。また，非常勤教員については，非常勤講師控室1室を設けている。各教員室は，教育，研究を行うに相応しいスペースと設備を整備している。なお，教員と学生とが面談する場合には，教員室のほか，演習室を利用している。

6 自己評価

教育，研究に必要な情報については，それなりに確保することができる環境にあるものの，教室，演習室については，既存の設備を他の学部，研究科と共用して使用しているため，使用時間に制約が生じており，一層の充実が必要である。

第11章 自己点検及び評価等

1 自己点検及び評価

本研究科内に評価委員会を置き，自己点検を行っている。評価項目としては，法科大学院評価基準要綱に沿って，①教育課程の編成，②成績評価の状況，③入学選抜の状況，④学生の在籍状況，専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況，⑥修了者の進路及び活動状況等について自己評価を行っている。

また，外部評価委員会を設置し，毎年度1回，外部の評価委員による評価及び意見交換を実施して，その結果を公表している。

2 情報の公開

本研究科の活動状況については，ホームページを通じて必要な情報を公開している。また，教員の業績や社会貢献等については，本学のホームページを通じて公表している。

なお，評価の基礎なる情報については，評価機関の求めに応じて提出できる状態において保管している。

3 自己評価

必要な情報については，ホームページを通じて十分に公開していると考えている。また，外部委員による評価において指摘を受けた点についても改善に取り組んでいる。

(以上)